

令和5年 第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示147号

令和5年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月30日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和5年9月11日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和5年第3回まんのう町議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月12日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
16番 白 川 正 樹	

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

6番 竹 林 昌 秀 7番 川 西 米希子

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番、竹林昌秀君、7番、川西米希子君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○白川正樹議長 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、これを許可します。

12番、松下一美君、1番目の質問を許可します。

○松下一美議員 それでは、皆さん、おはようございます。そしてまた、放送をお聞きの皆様方、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、松下一美が通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

朝晩は大分しのぎやすくなってまいりましたが、今年は異常続きの天候であり、過去125年間で最も暑い夏であったとも言われております。

そういう中において、本町におきましては、琴南町造田におきまして、国の天然記念物でありますコウノトリが巣作りをし、そしてまた、5月には2羽のひなが誕生しました。うち1羽が7月16日には巣立ち、8月20日には徳島県のレンコンの畑で元気に餌をしているとの報道がされておりました。そしてまた、広島県の世羅町でも3羽のひなが巣立ち、巣を保管して、来るべきときに備えるようにとの報道がありました。本町においても元気に帰ってきてほしいものだと思います。

最近では、海外におきましては、ハワイのマウイ島では山林火災により町全体が廃墟と化し、115名の方々が亡くなられております。

そしてまた、最近ではモロッコでも地震により、今朝の新聞でも2,497名の方が亡くなったと報道ありました。被災された方々に心からお見舞い申し上げたいと思います。

今から100年前の1923年の9月1日、午前11時58分に関東大震災が発生し、ちょうど100年目ではありますが、昼前であり、大火災により10万人余りの方々が亡くなられております。9月1日を防災の日とし、防災の普及啓発が図られているところであります。

そしてまた、熊本、鹿児島をはじめ、九州全域では線状降水帯が発生し、大きな被害が出ております。

また、台風13号によりまして、福島、千葉をはじめ、関東地方でも大きな被害が出ているところであります。

本町におきましても、8月26日、28日と、時間雨量が90ミリと大雨警報が発令され、土砂災害警戒情報により避難が指示されておるところであります。

そこで、お尋ねいたします。台風等、線状降水帯など、異常気象時の気象庁の発表から早急な対応が必要であります。どのように取られるのかをお伺いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの、台風等異常気象時の気象庁の発表からの早急な対応についての御質問にお答えいたします。

近年では、大雨の発生数が長期的に増加傾向にあり、その背景には地球温暖化が影響している可能性があるとしております。ゆえに、今後、さらに大雨の発生数は増加されると予想されており、台風はもとより、線状降水帯やゲリラ豪雨についても十分注意しなければならぬと考えております。

事実、本年8月においても、局地的なゲリラ豪雨により本町に土砂災害警戒情報が発表され、避難指示を発令したところでございます。

御質問にありますように、気象庁の発表からの早急な対応については、まんのう町水防計画及びまんのう町避難指示等の判断・伝達マニュアルを基本方針として実施しております。

水防対応に当たり最も重要である初動対応で重要なポイントとしては、職員の参集、高齢者避難等の住民発令の早期判断であると考えております。この点につきましては、まんのう町避難指示等の判断・伝達マニュアルにおいて、高松地方气象台や香川県が発表する警報、河川水位、土壌雨量指数、雨量、また、今後の推移等を数値化し、判断の基準を設定しております。その上でハザード等の地理的要因や集落の状況等を複合的に判断し、住民発令や避難所開設などの対応に当たっております。

以上、御説明しましたように、初動対応においては気象庁の発表する情報をいち早く収集することが重要であり、高松地方气象台では、災害級の荒天となる可能性がある場合、県内の関係者と情報共有を図るため、事前のウェブ会議や、今後の推移と予測を定期的に防災メールとして配信していただいております。

また、高松地方気象台ホットラインを開設し、町と直接情報共有や相談ができる体制を設けていただいております。

さらには、実際の避難に係る時間を考慮し、数時間のリードタイムを確保し、ホットラインにて事前に連絡をいただけることとなっており、早急な水防体制の構築に役立てております。

気象庁の発表する情報はあくまで予測であり、対応の判断は市町に委ねられているところではございますが、今後も空振りを恐れず、住民の安全確保を最優先し、水防対応に当たっていく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 松下一美君。

○松下一美議員 答弁ありがとうございます。町長の答弁にもありましたが、気象庁の発表から早急な対応を行っているということでありまして、まずは初動対応が大事なところであります。

本町においては、今まで人的被害がなかったことは、やはり空振りであっても早めの避難、そしてまた、避難指示を出していることだと思われまます。そういう点でこれからも、やはり台風でありますと、発生時から大体気象レーダー等によりましてコースとか風速、いろんなものが発表されておりますが、線状降水帯となりますと、時間的にもあまり余裕はなく、されど最近のでありますと、時間雨量が100ミリ、140ミリと、大体線状降水帯は5時間余りそこにとどまっておるときの線状降水帯と言われております。そういう観点から、やはり300、400ミリという大変な量の雨が予想されるところでありますので、今後とも、町長、今、言われましたように初動対応をしっかりといただき、人的被害がないように努めていただきたいと思います。

それでは、1番目のそれに対しては終わります。

それでは、防災に対処するために病院とか福祉施設などでどのように連携をされておるのか、今後の被害を最小限にとどめるためのお考えをお伺いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの再質問、防災に対処するために、病院、福祉施設などとの連携状況と課題についての再質問にお答えいたします。

現在、災害時においてまんのう町と協定を締結している主なものとしたしましては、応急対策に関する協定を町内建設業の3団体と、医療救護活動に関する協定を仲多度南部医師会まんのう町支部、仲多度歯科医師会、善通寺市仲多度郡薬剤師会、仲多度南部消防組合消防本部とでございます。また、一時避難場所の使用に関する協定を正木鉄工所、村上重機と、そして4番目には、社会福祉施設と町の対応（福祉避難所）に関する協定を医療法人社団前田整形外科医院、社会福祉法人正友会、社会福祉法人優真会、医療法人社団林泉会の4法人6施設、フラワーガーデンまんのう、満濃荘、仲南荘、やすらぎ荘、かりんの郷、グリーンヒル満濃とそれぞれ締結いたしております。

これらの協定に基づき、災害時における相互連絡体制と情報の発信、情報の共有が必要

であり、日常的な連携に努めたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 松下一美君。

○松下一美議員 ありがとうございます。いろいろな施設、そしてまた、団体とも協力体制を取っていただけておるといことでもあります。災害はやはり止めることはできませんけど、防災・減災にしっかりと取り組んで、被害を最小限にとどめていただきますようお願い申し上げまして、1番目の質問を終わります。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

松下一美君。

○松下一美議員 2番目は「空き家課題について問う」であります。現在、まんのう町では、前回の空き家調査におきましても780戸余りでありまして、うち639戸は調査済みとの報告でありましたが、現在ではかなりな数に増えているのかと思われま。

そこで、お尋ねいたします。令和6年4月からは特定空き家に対する、放置空き家などに対する課税が強化されるようでありまして、町として早めにどのように対応されているのかをお伺いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの、令和6年4月より特定空き家等に対する課税をはじめ、法改正について町としてどう対応するのかの御質問にお答えいたします。

急速な少子高齢化による人口減少や核家族化により、本町においても空き家件数が増加傾向にあり、老朽化した建築物の管理や利用法などで問題が発生し、また、防災、景観等でも悪影響を及ぼすことが近年問題となっております。

本町におきましては、令和3年3月、まんのう町空き家等対策計画を策定し、空き家対策に関する基本方針を定めるとともに、空き家の利活用や老朽空き家の除却支援及び空き家改修補助等による各種支援を行っているところでございます。

なお、本年6月14日に「空き家対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、空き家の適切な管理の努力義務に加えて、国・自治体の施策に協力する努力義務等、所有者の責務が強化されました。

また、管理を確保するために、放置すれば周囲に著しい悪影響を与えるおそれがある空き家を「特定空き家」とし、管理者に対する指導・勧告や、固定資産税の住宅用地特例の解除、代執行による除却などについても取り上げられております。

しかしながら、空き家は個人財産であり、適切な管理は所有者責任が前提とされていることから、老朽空き家に関しては所有者への管理の協力を粘り強く働きかけるとともに、各種制度の利用促進を積極的に推進することにより、周囲への影響を最小限にとどめるよう努めてまいります。

今後、近隣市町の動向も鑑み、特定空き家施策協議のための協議会等を設置し、総合的

な空き家対策の推進に努めていく所存でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 松下一美君。

○松下一美議員 町長の詳しい答弁をいただきましてありがとうございます。

空き家は普通の空き家、放置空き家、そしてまた、今、町長が言われましたように、倒壊の危険があり、周辺に危険を及ぼすようなものを特定空き家と言われるとありますが、そういう中でありまして、放置空き家とか今言われました特定空き家に対しまして、ある程度の猶予期間の後だと思われませんが、ところによりますと、固定資産税が6倍ぐらいに強化されるようだと伺っております。

そしてまた、持主に更地にするまでの費用も負担がかかってくるように伺っておりますが、今現在、空き家を相続するとなりますと、あまりにも法的にもハードルが高く、簡単には進まないのが現状じゃないかと思っております。空き家の解消に向けて、今後、今、言われたようにしっかりと対策を取っていただきたいところではありますが、空き家の利活用とか、定住に活用するなどして、解消を図っていただきたいと思いますが、その辺りにつきまして、町長のお考えをお聞かせください。

○白川正樹議長 地域振興課長、河野正法君。

○河野地域振興課長 松下議員の再質問にお答えします。

利活用の部分では、地域振興課のほうで空き家バンクの登録制度というものがございます。使わなくなった空き家のほうを町の空き家バンクのほうに登録していただいて、空き家利用者のほうにあっせんするという業務もあります。また、その中で空き家のほうの改修についても、改修補助、リフォーム補助というのもございます。家財道具のほうの一部処分についても補助がございます。そういう部分を利活用していただいて、空き家のほうの有効活用をしていただけたらと考えております。以上です。

○白川正樹議長 松下一美君。

○松下一美議員 ありがとうございます。今、空き家の利活用とか、定住に利用していくというような答弁をいただきましたが、危険空き家につきましては、東京都のように都市におきましても、都市の再開発にいろいろな妨げ、支障が生じたり、そしてまた、災害時の避難にもいろんな支障が起きているというのが現状のようであります。

定住・移住の促進を図っていただき、利活用を今後とも進めていただき、空き家の解消に取り組んでいただきますようお願い申し上げます、一般質問を終わらせていただきます。

○白川正樹議長 以上で、12番、松下一美君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

6番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 皆さん、おはようございます。朝、うちの屋敷の玄関のところで大体21度か22度になりましたね。昼間、32度ぐらいとか予報出てて、32度いうたら、

私、高校のとき、運動場でハンドボールで走り回りよったときが32度か31度、33度というのはあまりなかったですね。今の昼間は私の高校のときの真夏ぐらいですかね。

私はアサガオとユウガオを作っております、アサガオの葉っぱが枯れ出して、まだ花は咲きよるんですけど、ユウガオは真夏はあんまり咲きよらなんなんですが、こないに真っ白の大きな花が咲いて、雨がよう降るもんですから、今、私の屋敷はユウガオ屋敷ですね。

今朝、栗の大きなのを湯がいてきまして、うちは家の裏に大きな栗の木が3本あって、いっぱい取れるんですけど、知り合いが持ってきてくれまして、まだ食べてないんですけど、秋がやってきたなど。

お祭り日程が、私のところにも連絡が入ってまいります。ええ秋になったらいいんですけど、台風シーズンかもしれませんね。

大体90分フルに使いたいと思うんですが、この9月は先ほどの松下さんの質問もありましたように、災害のシーズンですね。台風と浸水、河川管理のことがどうしてもテーマになります。私もそういうことでありまして。町長は最近の降水や水害をどのように受け止めておりますか。どの程度心配しよるんやろかな。本町の浸水をどう想定しているのか。ハザードマップは作っておりますよね。こうしたことの御説明をまずいただきたいと思えます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの1番目の、最近の降水や水害をどのように受け止めているのか。本町の浸水をどう想定しているのか。ハザードマップで説明を求めるについての御質問にお答えいたします。

本町の総合防災ハザードマップは令和元年に作成し、全戸配布を行っているほか、町ホームページにも掲載しており、本ハザードマップを用いた防災講座の実施等を行っているところでございます。

総合防災ハザードマップは、台風や前線の停滞によって数時間にわたる大雨が降る集中豪雨や、一時的に激しい雨が降るゲリラ豪雨によって、土器川や金倉川が氾濫した場合に想定される浸水範囲と浸水の深さを公表しております。

大雨による警報には、雨量によって発令される大雨警報（土砂災害）と大雨警報（浸水害）があり、河川の水位によって発令される洪水警報があります。

また、住民発令は高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保と3段階に分かれており、緊急安全確保が最も人命に関わる危険性が高い状況となっております。

各警報が発令された後は、本町水防本部と高松地方气象台及び香川県との連絡を密にし、想定される雨雲の動きや雨量並びに河川の水位等の各情報を収集するとともに、まんのう町水防計画及びまんのう町避難指示等の判断・伝達マニュアルに基づき、安全で迅速な住民避難を実施するよう努めておりますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 かつちりした体制が組まれておりますよね。私、東北の震災があったときに、香川県が一斉に地震対策やいうて、私、福祉保険課長やったから、その対策の会合によく行って、シンポジウムのパネラーもやりましたけど、何でこんなことするのかなと思って、東北の震災は地震でほとんど人は死んでないと思います。津波ですよ。東北の人の知り合いもおるから、いろいろ聞いたんですけど、逃げなんだから、逃げ損ねたからでしたね。

香川県のあの後の対応はピント外れだったような、地震で死なんとは言えません。そら死にますよね。鬼瓦が上から降ってきたら、運の悪い人は死ぬけど、山古志村のだって死傷者は本当に少ないですね。人が死ぬのは大抵水で、渡良瀬川のとか、岡山のとか、とにかく水と土石流ですよ。津波と浸水が怖いんであって、地震は運の悪い人、地震の直接は、地震の2次災害で火災でというのはあると思いますけど、それがもうピント外れやったように思うんですよ。その対策が悪いとは言いません。やったんやからいいんやけど、地震だ地震だいうて大騒ぎ、違う、津波だったんじゃろうかと私は当時から非常に疑問に思っていました。運の悪い人を救済する方法はほとんどないですよ。河川は河川法が管理してて大事だと思うんですけど、うちの町は財田川、金倉川、土器川の3本の、香川県の主要河川の3本の水源地ですね。この源流として大事な河川管理の責任をどう町長は受け止めておるのか、それをお伺いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、河川管理が肝要と思うが、課題は何か、源流地としての責務を問うの御質問にお答えいたします。

近年、全国各地で毎年のように水害が発生しており、1級河川の土器川、2級河川の財田川及び金倉川の水源地を有する本町においても、気候変動などによる災害のリスクは高まっていると認識しており、事前防災対策をより一層推進する必要があると考えております。

各河川において堤防整備や河床掘削等、整備計画に基づきハード、ソフト両面での対策が進められているところですが、今後とも国、県と一体となり、治水対策を推進していく所存でございますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 河川管理は堰堤を高くして、構造物で堤防の高さをある程度強度を持たせるというのを中心にやってまいりましたよね。それから、雨が降ったら早急に川に流すというのをやとったんですが、ヒューム管やU字溝や水路網が発達したら、あつという間に河川に殺到するから、下流はたまったもんでないから、ゆっくりじわじわ川へ入ったほうがいいというふうに河川工学も変わってまいりましたよね。

大体戦後は大きな台風で水害でやられましたから、昭和30年代の土木工事といったら河川工事ばかりのような感じですね。私は河川を見ると、財田川やいうのは、丸い石を積んであって、コンクリブロックや接いどらん。コンクリブロックいうのは昭和30年代

の後半、38年か39年、それぐらいからですね。石を積んであるということは古い施工で、それで財田川なんかは事足れりとしてほったらかしてるように思うんですね。

土器川は本町のところを見てでも、そんなに構造物つき回ってはないですよ。

河川法がコンクリートで固めたらいかんのやと、自然に生えとるものが大事なやいうほったらかしてあったら、土器川の河川なんかは林みたいになりよって、慌てて最近切りましたね。自然環境であるという、生物多様性があるという川の役目もあるんですけども、どうも川は大事だから、昭和30年代にほぼ、少々昭和40年にのったぐらいにやっても、財田川や金倉川はそれ以後ほったらかしてあるように思う、崩れたところは直すんですけど。土器川はさすがに国が技官にようけ抱えとって、専門的に対応して、金つぎ込んでますけど、どうも2級河川、これはほったらかしてあって、これいかんなど思いよるわけですよ。

もう一つ、水路ですよ。私、合併して思ったのは、満濃町の町道、農道のこよんなとって、舗装してあったり、なかったり、水路の上を蓋してあったり、なかったり、仲南で圃場整備して、きゅっきゅきゅきゅとしたところで育ちましたから、これはえらいところやな、道路やらないかんとこがようけあるとこやな、遅れとるなと思ったんです。

もう一つは、見たら水路ばかりじゃがと思って、満濃池があって、多度津まで、丸亀まで水路を張ってるのが全部うちの町を通とる。これ子供が落ちたら弱るなと思って、そんなに思いよりました。水路の工事もやりましたけど、仲南のほうは斜面やから、雨が降ってもユンボでしゅしゅとやったら下へざばと流れるんですよ。浸水心配ないんやけど、高篠のほうは平だから、雨降ったら水どこ行くんでしょかね。土器川の堰堤のほうが高いし、それから水路がどうも古げなぞ、どこを見てもいかんなど思うんです。水路体系の不都合、老朽化はないのか。町がどのようにつかんどののか、この御報告を願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、水路体系の不都合、老朽化はないのかの御質問にお答えいたします。

水路は各地区の水利組合や水路利用者により管理、通水が行われております。不都合、老朽化等があれば、水利権者であり通水管理を行っている水利組合、水路利用者が独自で修繕、または申請に基づき、町、改良区が水路の修繕・改良をし、農業用水の安定供給、水害等の被害軽減に努めておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 この水路は何年に施工して、何年たっておる、ここの水路の断面はこれだけで、これだけの雨に耐えられる、そういう調査が要るんだろうと思いますね。

私、まんのう町水害防止水路再生10か年計画を立てて、コンサルを使って水路を全部調査して、じわじわ1年にこれぐらいずつやっていくというのをやったらどうかなと思いますね。

仲南のほうの水路は圃場整備してあって、ちょっと古うなった。ここは直角やから、ちょっと流れ悪いからこう直すで、部分改良で大体いけるんですけど、まんのうの中、水路の流れを、水のさばきをようせないかんですね。私、川へ水路がどう注ぐかの連結点の再点検が要るように思いますね。

こんぴらの町は平成16年の大雨台風のときは、金倉川の水位が高うなって、こんぴらの排水路より高うなって、こんぴらの町に浸水始めましたね。私が本目や新目の人と話しよったら、財田川本流が勢いよう流れよったら、本目から入る水路の水が本流区で弾き飛ばされて、水が川へ入らんのと。それでこの辺が床下浸水になりかかったと。床下浸水と言えるまではいきませんが、そこの玄関まで来よったんじゃという話を聞きますね。川と水路のネットワークの接続、こうしたものを経年変化の台帳を作って、水路の持ち物が土地改良施設であって、町が直接にはやれない。地元との協議は要りますけども、我が町に公共投資を集中する一つの柱として水路改修をやったらどうか。またわし忙しいなると思うと課長が下うつむきよるけど、仕事やりがいあると思うで。

町長、いかがでしょうか、今の私の。私は土木の専門家じゃないんで、ピント外れもあると思います。遠慮なく直していただいたら。

○白川正樹議長 建設土地改良課長、河田勝美君。

○河田建設土地改良課長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

基本的に水路というものは土地改良施設、法定外公共物になっております。したがって、一義的には地元の土地改良区であるとか水利組合の管理責任というものがございませぬ。

ただ、竹林議員さんの今の御意見も一つ参考にはさせていただきながら、事業主体はどうしても土地改良施設となりますので、土地改良区、満濃であれば満濃池土地改良区、まんのう町土地改良区、また土器川右岸連合とか、そういったところもありますので、それと、またあそここういった土地改良施設の改修につきましては、どうしても地元負担というのが生じます。そういったところも勘案しながら、そういった事業主体とも協議し、当然防災というのは今後もまんのう町にとっては喫緊の課題となっておりますので、そういったことも踏まえて、また協議をさせていただきたいと考えております。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 防災と名がついたら、町の持ち出しでなくやれる事業がようけあるで、資金調達の工夫を研究したら。うちは防災対策債を上手に使っとるから、うちの実質公債費比率が、昨日の財政所管の課長からの説明もありましたように、公共事業をようけやってる割に上がとらん。丸亀のほうの実質公債費比率が高い。丸亀は12超えましたから。庁舎とマルタスをやるのにボートの金でやって、地方債を借りとらんのやいうてある議員さん言うのとるけど、そなんことない。あないに上がるのは借りとるはずですね。

町長、次、公共事業の柱をどこにするかや。防災を第一にして、農業振興を2番目の説明根拠にして、町長は公益団体の総合調整権があって、公益団体の全てに呼びかけること

ができる。

水路の持ち主がどこであるか、非常に実務を担う課長にとっては大変なことで、ようけ協議せないかんと思って、仕事の大変さが頭に回ってきとるようですけど、それは分かりますけれども、水路が大きな我が町の重要な責任である。我が町がきれいにいけば、下流にまた水路が流れていってますね。幹線水路がようけ通ってますね。川の責任、川はやっぱり上流ができるだけ水を受けて、どれだけ長時間下流へ流さんと持ちこたえられるかというのが大事なんですよね。何ぼ堰堤高うしたっていかん。そのためにはダムも、悪口言われ回るとるけど、方法ではありますし、それから森林も水源涵養保安林というのが我が町にたくさんあります。これをどうするのかということもありますけど、手っ取り早いのは、私、水路やないかと思うんですよね。難しい話だというのはよく分かるんで、しかし、何年かけてこうするといううちの基軸の政策を打ち出すというのは町長の責務であります。御提案申し上げておきます。

そして、土石流の危険箇所をどう把握しているのか。旧村単位ぐらいで箇所の報告を求めます。何かタブレットで出してくれてるようなんで、皆さん、タブレットの御用意を願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、土石流の危険箇所をどう把握しているか、旧村単位での箇所数の報告を求めるの御質問にお答えいたします。

土石流の危険箇所の把握につきましては、現地の地質や地形、土地の利用形態を考慮し、大雨によってもたらされる影響ごとに香川県が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定し、公表しております。本町の総合防災ハザードマップは、これに基づき作成されているものでございます。

○竹林昌秀議員 総務課資料に一覧表が載ってますね。

○栗田町長 また、本町の土石流による土砂災害警戒区域数につきましては、琴南地区が72か所、仲南地区が129か所、満濃地区が147か所となっており、合計で348か所であります。

なお、急傾斜地の崩壊や地滑りによる土砂災害警戒区域数は別添の資料「令和5年9月定例議会竹林議員一般質問参考資料1」を参考にさせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 所管課が本当に手間暇かけて立派な資料を作ってくださいました。

これ、危ないところというのは町はつかんどのわけですね。ところが、この間の大雨洪水警報とかが出ても、まんのう町地域とか仲南町地域ぐらいは出るんやけど、仲南西小学校の跡が避難場所になっとるけど、あそこはうちの追上の人が行っただけでいっぱいになって、新目や山脇や大口の人は到底、本当に警報で避難したら無理ですね。

雨が降っても、私のところの家やったら浸水の懸念はないんで、裏の山が崩れるかどうか

かだけで、裏の水が濁りよるかどうかだけ見よったらええんですね、雨がようけ降ったときに。危ないと思ったら、西はこの体育館へ行ったらええんで、危険箇所が、土石流の懸念のある人だけ警報が出たら動いたらええんじゃないか、簡単に言うとそういうことで、こないに簡単にはいかんと思いますけど、何とか地域避難警報とかといって大きいに出したって、収容能力のないところへ本当にみんな動いたら、みんなが言うこと聞きよらんからトラブルになってませんけどと思うんですね。

この急傾斜地、土石流、地滑り、要は仲南のほうの斜面はこれですね。高篠や四条や神野みたいなところはとにかく河川の越水でしょうね。ちょっと焦点を絞った対策せんと、香川県地方言いよったのが細かく言うようになったんで、非常に結構なことなんですけれども、この箇所が分かるとるんやから、それを地道な防災アドバイザーが普及啓発に全部回って、お茶やパンぐらい出してあげてやったらええと思うんですけど、それで細かく、逃げてええところの人は逃げんほうがええんですよね。そないに思うんですが、町長いかがかな。私やったら裏が崩れそうなときだけ動く。追上で裏が崩れん人は動かんでええ。一軒一軒対応が違ってええんじゃないかと思うんですが、答えられんという答えもあるんだろうと思います。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 竹林議員さんの再質問にお答えします。

御指摘のように、先ほど申し上げましたように、仲南地区では129か所、147か所が満濃地区、そして、琴南地区は72か所と、土砂災害の警戒区域数があります。それで資料のほうにもありますように、急傾斜地、土石流、地滑りと、このように区分けしておりますけれども、ピンポイントで避難指示を出すというのは非常に難しゅうございます。県の情報で土壌雨量指数という指数がございますので、そういうのを勘案しながら、この間の雨であれば、塩入地区が危ないということであれば、仲南公民館というふうに適切に早急に避難指示等々を出していきたいというふうに考えておりますので、状況に応じて対応していきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほうお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 所管課としてはそれぐらいが限度になりますね。でも自主防災組織で防災アドバイザーが行って、私は警報が出たときに西小学校へ行く、それから、私はいとこのところが隣にあって、あそこは何ちゃ心配ないから、そこへ行くと。1軒ずつが避難の申合せをして、近所にそれを伝えとくという、自主的な、自分たちで自分たち流の一軒一軒のルールを決めるということはできるんだろうと思いますね。それが自主防災であって、役場が警報出した、公的にやれることは本当に限度がある。一軒一軒の判断で、それをしくじったら自己責任ですから、しかし、アドバイザーやハザードマップを作った人たちがアドバイスはできる。大丈夫でないで、あんたのところ危ないでとは言ってあげられるね。そういった運用を、これは話を合いをせないかんわけですよ。

社会福祉協議会が命見守りほっと安心の地域福祉マップを作りよって、危険箇所を自分

たちで診断して、設計コンサルタントが作ったハザードマップじゃないやつでやりよりますね。ここはムカデが出る、ここはマムシが出るまで書いてあったりしますが、地域の中で話し合って、一軒一軒がどう行動するかを決めて、それを隣近所が知り合っているという体制が自主防災の啓発で大事なんじゃないかなと思います。検討していただいて、緻密にこうやって町役場が箇所をつかんどるということが大事なことで、これは公的責任を果たして、立派なことだと思いますが、その普及啓発を工夫していただきたいということでもあります。

それでは、河川ですよ。河川管理の基本方針と河川管理計画というのを河川法は定めよと書いてある。香川県では弘田川と高瀬川はこの計画はあるんですが、財田川と金倉川はないんですね。何でかいうたら、弘田川と高瀬川、高瀬川は、今、工事しよります。国の交付金をもらうには、この方針と計画を立てたら交付金くれんからつくった。交付金をもらうめどだけでつくったわけで、財田川や金倉川は昭和40年の前半ぐらいにほぼ手当て終わって、大きな金使わんから、その計画をつくらずにほったらかしてあるというわけですね。

河川管理計画は、雨がこれだけ降ったら、流域で水がこれだけ来て、ここはこれだけの流域断面が要る、合流してここはこれだけになるという、河川の上流から下流までの流域計算の合理的科学計算ですね。流域が広がったら、集まる場所が広がる、そういうもので、河川管理というのは、河川局長の書いたもんいうたら科学的合理主義で、政治家がくちばし挟むべきところであろうかといって、役人に任せてくれみたいな書き方してましたけど、そうでもない。ここが大事だぞというのが我々の役目ですね。

河川管理基本方針と河川管理計画、河川法を県守ってくれというのは、これは我が町言うわけにいかんのか、町長のお答えを求めます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、河川管理基本方針と河川管理計画の現状を問う。河川法の遵守を県に求める手だてはないのかの御質問にお答えいたします。

香川県では、2級河川14水系において、河川整備基本方針及び河川整備計画が策定されていますが、本町に水源地を有する財田川及び金倉川につきましては、現状未策定となっております。

しかしながら、各河川においては、河川維持管理計画に基づく河床整理や維持管理等が実施されているとともに、香川県流域治水プロジェクトに示されております防災減災対策が順次進められております。

なお、今後の中長期的な河川整備を見据え、財田川においては、令和5年1月10日付にて香川県知事に対し、財田川沿岸防災協議会長名にて河川整備基本方針及び河川整備計画の策定を要望しております。また、金倉川においても、機会を捉え同様の要望を実施する予定でございます。

今後とも、計画的な河川管理の推進を求めてまいりますので、よろしく願いいたします。

す。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 財田川は観音寺市長、三豊市長、まんのう町長、3町連名で財田川防災協議会の話合いによって、浜田知事に要望を出して、また池田知事になったら、もう一遍出し直したと。非常に入念な対応をして、財田川防災協議会という流域協議の場があるから、そういうことはできておる。

財田川防災協議会に土地改良の人しか来てないから、河川土木の人来てくれというたら、来てくれたんですけど、浸水予想を、財田川は財田上小学校のところまでしかつくってない。我が新目、本目、久保は浸水予想計画、県の砂防河川課は出してないんですね。これ何でつくってくれんのか。うちのほうは心配なんですよ。順番でやっていきますと言うたなりです。財田川の会があるたびに、私はこれを言うてきよる。

金倉川流域の会がないんで、つくれ、つくれいうて、この間も広域の議会で、私、言うて、そればかり言いよるから、大分ちょっとあいつはおかしいやつだと思われとるようなんですけども、何ぼおかしいと思われたって、言わないかんことは言わないかん。

町長の今の答弁、ありがとうございます。金倉川の流域協議推進する方向の話合いは、どうも今の町長の答弁やと、されよるような。忙しなる課長あるか分からんけど、課長の段取り、手配で、我々政治家どもをうまく運用してください。御期待申し上げます。

それでは、私、今の町長のお答え聞いて、やった、9月議会はもう役目終えたぞぐらいの気に半分なつとりますね。

では、みんなでお勉強しませんか。流域治水の展開を本町で進める方法はどんながあるんでしょうかね。国土交通省の水管理の部隊は河川局という名前やったのを名前を改めて、流域治水という理念を打ち出しました。この考え方を勉強せないかん。町長、いかがでしょうか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、流域治水の展開する手法は何かの御質問にお答えいたします。

頻発する水害や気候変動による降雨量の増加に伴う水害に備えるため、また、流域全体で水害を軽減させる治水対策を推進させるため、土器川におきましては、土器川流域治水協議会により河川整備や水防の取組を共有し、水害対策を総合的に検討しています。

今後とも官民連携の上、タイムラインなどソフト対策はもとより、河川整備や雨水貯留による急激な出水の抑制などのハード対策等、関係各所と連携の上、流域治水を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 ということですね。でも、森林整備も大事なんで、我が町は町有林だけでなく、旧丸亀藩の持ち物だった組合林が幾つもあるし、それから国有林もありますね。こうしたところの山がしっかりと保水能力を増してくれたら、松を植えよったのを

やめて、ヒノキばかりにしたり、琴南はスギやったりしておりますけども、仲南では桜を植えたり、ケヤキを植えたり、広葉樹を植える路線も森林組合はやっておりますね。どうも広葉樹のほうが保水能力が高いらしいということはあります。じわっと水が出る林野にできれば、そして、水路がぼろの時代やったらなかなか田んぼから川へ水が行かなんだのが、今はU字溝でしゅっと行くと。大川山の頂上に降った雨が丸亀の河口まで行くのに二十何分やという話を聞いたりしますね。神通川よりも本県の川は急流で、とにかく40キロぐらいしか河口までないから、実を言うと傾斜は物すごいきついわけで、あつという間に水が出て、あつという間に水がなしになるわけで、私も雨がやんだらカメラを持って、橋桁の写真を撮りに行くんですが、もう水がピークから下がるとることが多いですね。管理が難しい川だということになるだろうと思います。

農林課のほうが田んぼダムいうて、こないに言い出して、これはやっぱり流域治水で、治水いうたら国交省河川局の専管事項やったのが、いろんな省庁が関わってくるようになったということですね。

町長に求めたいのはポリシーミックス、複合施策ですね。ブレンドして、各省庁の施策を混ぜ合わせて、うちの町でトータル的にやっていかんか。これはブレンドして複合というのは手間がかかりますね。手間はかかるけど、やっぱりこれはやらないかん。土地改良区や水利組合とも話しもって、それからため池があらゆる谷や沢やにあって、そこが水を止めてくれよったのが、ため池排水にすると、水がとんと出てしまうわけで、ため池が今やりよる路線でええんかどうかですね。やっぱり堰堤があったら土石流、土砂をつぼで一定量止めてくれますね。こうした複眼を、やっぱり地元で責任を持たせて、自分たちの安全は自分らで考えると。設計コンサルタントや専門家と地元の人判断とブレンドしていかんような気がしますね。

河川協議会のお話は町長のさっきの答弁でありましたから、これは割愛して、流域治水の調査研究ですね。我々も視察にこれ行かないかんと思います。

これで1本目を終えたいと思います。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 2番目も、これ、私は何遍もやりよる。議員就任してからこれしか言わんのかと。あいつの頭は単細胞だと言われかねませんけれども、認定農業者、法人営農と集落営農の主体はどのように変遷、推移しているんだろうか。どれが増えよって、どれが減りよって、どれぐらいのスピードで増えよるか。三類型が耕作する面積とその比率の経過を問う。

これは町政報告でグラフ出しとってくれたりしますけども、やっぱり本会議でこれは言わないかんというわけでありませう。

タブレットを、皆さん、御用意願えますか。

では、御答弁をお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの2番目の質問、認定農業者、法人営農と集落営農の主体はどのように推移しているのか、三類型が耕作する面積とその比率の経過を問うの御質問にお答えいたします。

まずは、資料といたしましてタブレットの第3回定例会の中に農林課フォルダがございますので、御確認ください。

資料では、平成29年度から令和4年度までの6年間の推移を項目別にグラフとしてお示ししております。御質問の認定農業者の推移につきましては、平成29年度に71名でありましたが、令和4年度では105名となっております。また、集落営農経営数につきましては、平成29年度に15経営体でありましたが、令和4年度では14経営体と、ほぼ横ばいでございます。

なお、認定農業者の人数に集落営農組織は含まれておりますので、それを踏まえて申し上げますと、認定農業者への集積面積につきましては、平成29年度の377ヘクタールから令和4年度の566ヘクタールと、6年間で189ヘクタールが集積されており、農業委員会の農地利用最適化業務の一定の成果は図られているものと考えております。

また、農業をリタイアされる方が増えている一方で、多くの農地を認定農業者の方々で耕作されていることが資料で読み取ることができます。

一方で、認定新規就農者の人数は非常に少ない状態で推移しており、集落営農組織数もほぼ横ばいであることから、今後の農地利用の最適化を進める上で、担い手の確保や育成が急務でありますことは御承知のとおりでございます。

また、香川県農業・農村基本計画の中でも担い手の確保や育成の方針が示されており、本町においても「農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくり」を目標として、関係機関と連携しながら、新規就農者の育成や農業集団の育成に対して農業次世代人材投資基金などを活用し、就農直後の経営確立を支援するなど、あらゆる農業施策や支援を進めなければなりません。

また、新規就農者が抱える様々な農業課題には、地域からの指導や助言をいただくために、農業に関する地域計画の策定の中で農業集団づくりを推進してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 所管課のこのグラフで、進捗実績が実によく分かります。御苦労さまですけれども、グラフにするとこないよう分かる。表やったら私は目が薄くなって、虫眼鏡が要ると。ありがたいですね。担い手に農地が集まってくるのは、じわじわ上がってきとるんですけども、27%ぐらいかな。それで認定農業者や法人営農になってない人は、年がいったらやめて、ほぼ耕作者、継承者おらんですよね。これはどうぞせないかん。県の農業経営課長や普及センターと話よったら、真っ青な顔をしとる。竹林さん、これ1年に200ヘクタール耕作放棄地が増えよるんじゃ、どないしようか言いよりますね。こ

れ、仲南なんか目も当てられん。土地改良事業、圃場整備をやったところは農地でお守りする。それをしなかったところは、もうしようがない。いつか放棄するぐらいやったんやけど、立派に圃場整備したところが、生間なんか、中生間は放棄と駐車場、それから本生間もある1軒の何とかさんという人がやめたらもう。新目がいかん。追前は酪農家がWCSやってくれたり、三世代同居の家とかなんとかがやりよるけど、圃場整備してないところは、私が近所5軒分、昭和48年のクボタのブルトラのトラクターでヒマワリ作って、夏の間だけ放棄地にはしとらん。その片づけせないかんのですけど。

高篠、四条も夏見たら分かる。吉野はひどい。岸上や神野や長尾は割合ちゃんとしとるいうても、竹林さん、違うがえ、ちょっと谷に入ってみまえ、奥はいかんで言いよる。大口も下から見よるところはええんやけど、谷へ入ってますから、これはどうぞせないかんやないかというわけですよ。

次の原因、どう掌握しとるんか。そして、私は農業というのは三世代同居の第二種兼業、これで香川県の農業は成り立っとったと思うんです。三世代同居が崩壊して、営農形態が変わった。二種兼業、兼業農家に国、県が助成を打ち切った。専業にしか、一定の耕作要件を設けたところしか助成金が回らんようにしてしめて、でもほぼ切り捨てしてしめた。これが現在の食料・農業・農村基本法ですよ。市場原理経済学者たちが専門の農家だけ食わしたらええんじゃ、こう言うた。確かにそれは合つとる、理屈はね。香川県の農業を無視しとるじゃないかと思うんです。

町長、この原因をどう考えとりますか。もう怒り心頭なんです、私。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

まず、田畑の耕作面積と耕作放棄地の推移の説明でございますが、タブレットにあります資料の中に、過去6年間の耕作面積と遊休農地面積の推移をグラフ化しておりますので、御確認ください。

田畑の耕作面積につきましては、地籍調査の結果や農地転用、農業人口の減少などにより、毎年、減少しております。耕作放棄地、いわゆる遊休農地の面積は若干増えつつあるものの、ここ数年間はほぼ横ばいとなっております。今後も遊休農地の発生や防止に向け、農業委員会と連携を取りながら、農業に関する地域計画の策定の中で耕作者の確保に努めてまいります。

また、耕作面積が減少している理由は、地籍調査の成果や農地転用など様々な要素があると思いますが、中でも農業者の高齢化や後継者不足による農業人口の減少が挙げられると思います。

町内の販売農家の分布を確認してみますと、平野部では農業用機械の大型化や生産技術の向上などによって効率的に農作業を行うことができるようになっておりますが、傾斜地の多い南部の中山間地域では農地の大区画化や大型機械の導入が難しく、効率化ができないため、地域農業の担い手が育っていない状況です。

中山間地域の集落の人口減少によって地域の高齢化が進んでおり、そこで農業を続けていた人が高齢化を理由に離農する人が増えていることが、町内の耕作面積減少の理由であると考えております。

一方、遊休農地につきましては、同様の理由により、南部の中山間地域では農業の担い手がおらず、抜本的な解消に至っていないと考えられます。

今後の遊休農地の発生防止や解消につきましては、農業経営者だけでなく、そこで暮らす地域の課題として捉え、環境保全や景観の保持、農地が持つ減災などの多面的機能を喪失しないよう、農地利用の最適化業務を担っている農業委員会との情報共有並びに連携を図りながら、農業に関する地域計画策定に向けた座談会などで問題を提起してまいりたいと考えております。

また、農地利用の最適化を進めるためには、家族経営における後継者などへの確実な経営承継に加え、兼業農家なども軸とした継続可能な経営体づくりなど、地域農業を担う者の確保や育成に向けた取組や、管理できなくなった農地や土地改良施設の保全活動、有害鳥獣対策など、地域ぐるみの共同活動がますます重要になると考えております。

御指摘の三世代同居の二種兼業体制の崩壊につきましては、農家世帯の生活環境の変遷や核家族化も要因の一つであろうかと感じておりますが、経営を承継されている担い手以外の農業経営者に対する支援は継続する必要があると考えております。

一例を申し上げますと、7反以上耕作され、規模拡大の申請がありました方には、面積に応じて町単独の農地集積補助金を交付する制度がございますので、活用いただきたいと考えておるところでございます。

また、御指摘のとおり、新規就農者の確保や育成は喫緊の課題であると承知しております。タブレットの資料にありますとおり、認定新規就農者の過去6年間の人数は低いままで推移しておりますが、今後も爆発的に就農者が増えるとは考えにくく、現在の農業人口で多くの農地を耕作できる農業政策が必要であると考えております。

現在、町内で新たに取り組んでいる政策の一例を申し上げます。

町内の畜産農家と耕種農家との耕畜連携により、WCS用稲の作付を令和5年度から本格的に着手いたしました。WCS用稲につきましては、認定農業者はもちろんのこと、非認定の農業経営者であっても、水田活用交付金や県設定の産地交付金加算など、耕種農家に非常に有利な水田活用の直接支払交付金制度があり、かつ、刈取り作業は委託することで農作業の労働時間を大幅に軽減することができ、畜産農家にあっては高品質な飼料が地元で収量確保できるといった利点がございます。令和5年産WCS用稲の作付は約50ヘクタールでありましたが、来年度以降、大幅に作付面積が増えると予想いたしております。

こういった品目への取組につきましては、農業集団づくりが重要であり、冒頭でも申し上げましたように、農業に関する地域計画の座談会の中で進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 総理大臣は食料・農業・農村基本法の改正の指示を農水省に出して
ますね。農水省の側が案をつくって、こういう方向でどうかいうて首相官邸が受け入れた
んだと思いますけど、間もなく法律が変わります。しかし、法律が変わっても日本国中に
普遍的に通用するようにするから、うちの町に合ったようになるかどうか分からん。

県は農業・農村基本計画で明らかに多彩な経営主体を支援すると打ち出しておりますが、
具体策はそんなに出てきてません。小回り利くのはうちの町なんで、町長、国、県に先駆
けて、うちの町が小回りの利くところを見せんかいと。マスコミがこぞって報道に来るよ
うに、日本農業新聞に町長の大きな写真が第一面を飾るようなことを一発やってみんかい、
こう言いたいわけであります。

何といっても耕作する人の頭数であって、7反以上やって、うちの追上や7反田んぼを
作りよるところや二、三軒しかあれへん。お寺さんも神主さんも商店主も土建屋も町長も
農業だ、本業はね。ここの議場の人の大半は跡取り長男で農業です。しかし、本業とは言
い難い人が多い。本業じゃのうてもやる気のある人には町が単独で助成せんかい。財政負
担になるほどようけ申請が来たら成功やけども、そないに来るようにもあんまり思わん。
数えよったら、あそこはね。うちのとにかく頭数確保のために、親が残したトラクター、
コンバインがめげたら、中古でも買うたら助成してやるわと。それから農地災害復旧事業
にのらん小規模でも崩れたのを、町が金出してやるわと。

仲南の役場をやめた人はみんな一生懸命田んぼしよる。農業大学入り直した人もおる。

○白川正樹議長 竹林議員、質問時間が来ました。30分来ました。

○竹林昌秀議員 こっちだけ見よって、両方見るん忘れたね。大失敗です。もう一問
用意してあるこれはほんなら秋へ。所管課が立派な説明資料を作ってあるのを眠らせたら、
私、申し訳なくて、意あるところはお伝えできましたね。お答えはまた委員会、個別に。
しもた、二つ見よらないかなんだ。見やすいほうだけ見よって、この間までは両方見よっ
たんですが、御静聴ありがとうございます。何とぞ、執行部の真摯なる御対応をお願い
申し上げます。県と所管課長と一緒に事務レベルは相談してますからね。

○白川正樹議長 以上で、6番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で11時まで休
憩をいたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

3番、鈴木崇容君、1番目の質問を許可します。

○鈴木崇容議員 皆さん、こんにちは。並びに、放送お聞きの住民の皆様、こんにち
は。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い進めてまいりたいと思います。

猛暑の夏から秋へとバトンタッチをするこの9月、台風や一雨ごとに幾分の猛暑も和らぎ、しのぎよい日が多くなり、朝晩が涼しくなってきました。とはいえ、日中はまだ最高気温が30度を切らないため、暑さは続いております。もう少し熱中症対策に十分気をつけなければなりませんね。

外を見渡せば、秋を思わせるススキやコスモスの花が一面に咲いているところがあります。また、夜になるとコオロギや鈴虫がいい音色を聞かせてくれる日もあります。

また、皆さん、少しずつ仕事の調子も真夏よりも上がってきているのではないのでしょうか。私も今回の一般質問は最初からギアを上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入りたいと思っております。

今回は大きく二つの質問をいたします。まず一つ、物価高騰化で本町としてさらなる住民の支援の考えは。二つ目が、子供たちが安心して遊べる環境、施設の考えはについて質問をいたします。

それでは、1問目の物価高騰化で本町としてさらなる住民の支援の考えはについて質問をいたします。

近年、異常なほどに物価が高騰しております。食材から始まり、日常生活に欠かせない用品、また、業者の方や農業者の方の肥料や資材、様々な物が値段が上がっております。まずはなぜ物価がこれほどまでに高騰化するのか、そこには二つの要因があると思われま

一つが、資源価格の上昇だと言われております。エネルギーや原材料等の価格高騰です。物を作るにも、その作った製品を運ぶにも、以前にも増してコストが大幅にかかる。そのため、すぐに価格に表れる。特に鉄鋼や石油、石炭、コークスなどは変化が際立って目につきます。

二つ目が、円安の進行だと言われております。昨年暮れから今年初めにかけて、急速に円安が進行する中、日本は多くの食品、製品をほぼ輸入に頼っているため、輸入コストが高くなる上、値段は据え置きというのは難しいから価格が上がると言われております。

この二つの要因の背景には、やはり新型コロナウイルス感染症の拡大により、物やサービスの提供が滞ったことや、ロシア、ウクライナ情勢が大きく影響し、輸入品の国際相場が大きく上昇したことだと言われております。

このようなことを踏まえ、まんのう町でも今後すぐには物価高騰が収まることはないと思う。また、物の価格が安くなるということは難しいと思っております。

そこで、お聞きします。まんのう町でも、物価高騰対策として、昨年は50%プレミアム商品券発行事業、今年は30%プレミアム商品券発行事業、そして、今やっていたいでいる1世帯1万円給付型のまんのう町地域応援商品券の配布です。そのほかにも本当にありがたい事業をしていただいております。

しかしながら、この事業も今年1回限りだと思っております。なおも物価高騰化はまだまだ続

きます。その後を行政はどのように考えているのか。物価高騰が右肩上がりの現状を行政はどのように思っているのか。また、持続可能な支援を、物価高騰の高止まりあたりまでしていただけないかをお聞きします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。 (大西豊議員退席 午前11時07分)

○栗田町長 鈴木議員さんの、近年、物価高騰によりあらゆる分野で困っている。行政はどのように思っているかの御質問にお答えいたします。

光熱水費をはじめとする生活に直結した身近なものの価格高騰に対する住民、事業者の皆様への支援につきましては、まんのう町ではこれまで給付金事業、プレミアム商品券発行事業、主食用米生産継続支援事業、運送事業者支援事業、社会福祉施設等物価高騰対策支援事業などの事業を行ってまいりました。

県でも物価高騰等対策緊急支援事業、貨物自動車運送業支援事業などの事業、国におきましても、燃料油に対する激変緩和対策や電気料金の激変緩和対策事業をはじめとする支援事業を行ってまいりました。

今年度につきましては、物価高騰対策への支援として30%プレミアム商品券発行事業、さらなる支援策として、1世帯1万円のまんのう町地域応援商品券を9月より配布予定としております。非課税世帯などへの給付金事業、医療機関等への支援事業を実施しております。国でも電気料金、燃料費の補助の継続が濃厚となってきております。

今後も、住民の皆様の生活の一助となるよう、オールジャパンで物価高騰対策に取り組んでいくことが重要だと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。 (大西豊議員入室 午前11時09分)

○鈴木崇容議員 よく分かりました。御答弁の中に、今後も住民の皆様の生活の一助となるよう、物価高騰対策に取り組んでいくことが重要と町長はおっしゃられました。町長、物価高騰化の影響でまだ行き届いていないところの支援や、本来、今からが本当のまんのう町独自の住民に対する支援ではないかと思えます。今までの物価高騰対策は国の地方創生臨時交付金、言わば国から頂いた地方創生臨時交付金ありきの対策事業でした。これからはもう国から頂く地方創生臨時交付金というのではないと思えます。今からが、まんのう町の本当の意味での物価高騰対策支援じゃないですか。財政調整基金などを活用して対策支援をしてくれるのかをお聞きします。

○白川正樹議長 鈴木議員、質問がちょっと分からなかったなので、もう一度、お願いします。

○鈴木崇容議員 もう一度、言わせていただきます。

町長の答弁の中で、今後も住民の皆様の生活の一助となるよう物価高騰対策に取り組んでいくことが重要と言われましたので、私の質問といたしましては、地方創生臨時交付金ももうこれからはないので、今後、その支援を財政調整基金などから対策支援として、していただけるのかということを知りたいのであります。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 鈴木議員さんの御質問にお答えします。

ただいま町長のほうから、住民の皆様の生活の一助となるよう物価高騰対策に取り組んでいくことが重要だというふうにお答え申し上げました。それで、おっしゃるように、国のほうから臨時財政対策の臨時交付金については、限りなく可能性が薄い状態となってまいりましたので、今後、各課からどういった形で住民をこの物価高騰の中から救えるのかという事業を各課の課長のほうから聞き取って、そういった中で、財政調整基金などを取り崩して対応できるのかということを検討して、前向きに考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。よく分かりました。

続いて、同じようなことになるかもしれませんが、続いて、行政側が考えているさらなる支援は何か、具体的にどう支援していくのかということ、大きい金額だけが支援じゃないと思います。先ほども言いましたが、物価高騰の影響を受けて行き届いていないところの支援もしてほしいと私は言いました。例えばまんのう町であれば、年間いろんな地区、地域で集まったボランティアの方で様々な事業をしていただいたり、参加していただいております。

例えば仮に、今、9月であれば、防災訓練や敬老会事業や認知症カフェなど、まだまだたくさんあります。防災訓練なら炊き出しや防災キッチンカーによる食事の提供、これも食材などが本当に物価高騰化の影響を受けておりますし、敬老会事業に関しても、今まで高齢者の方に届けていたお弁当が1,000円で買えないという物価高騰化でさらなる高く値段がなっていることがあります。認知症カフェでもコーヒーの粉や豆、また、お菓子などの値上がりをしております。これが先ほど私が言った行き届いていないところの支援であります。

町長、ボランティアでやっておられる方は、この差額というものを自分のお金から出してくださっている方がいます。その方になぜそこまでするのですかと私は聞きました。そうしたとき、そのボランティアの方は、せっかく町がやらせてくださっている事業だから、止めるわけにはいかないと。本当にうれしく思い、かつ、私自身が力不足なのかなと思い、少し寂しく思いました。

町長、こういった方々の声なき声に耳を傾けていただきたいと思います。町長の所見を伺います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの、行政が考えているさらなる支援は何かの御質問にお答えいたします。

まず、まんのう町の福祉関係に目を向けてみますと、認知症カフェや敬老会の開催については、委託事業にて地域ボランティアの方々に協力をいただいているところでございます。そして、地域ボランティアの方々が自らの発信で積極的に御活躍されていることをと

でもありがたく思っております。

地域の高齢者が集まる場合は、参加される高齢者の方だけでなく、お世話されるボランティアの方々の認知症予防にも大変効果があると考えており、地域の方々が集える場をもっと増やせないかと思っております。

しかしながら、最近の物価高騰により、飲食を伴う交流型の事業、認知症カフェで使うお茶やお菓子、また、会食を伴う敬老会のお弁当やお茶の調達に大変頭を悩まされていることも伺っております。老人福祉費の予算を見直し、これまでの事業が継続できるような支援をしたいと考えております。

なお、今般の物価高騰に関しましては、急激な円安による輸入品価格の上昇、産油国の思惑による減産、コロナやウクライナ情勢等によるサプライチェーンの激変など、世界的な経済情勢の変化によるものであらうと考えます。

日経平均はバブル後、最高値を更新し、賃上げの加速、緩和的な財政・金融政策、コロナ禍明けの需要復活などにより、日本経済は好調な状況を維持していると思われま

す。また、今年の春闘では例年を上回る賃上げ回答もあつたり、旅行需要の急激な回復や外食産業の好調と、国民の旺盛な消費意欲は今後も継続していくものと思われま

す。また、物価高騰といいながらも、G7の中でも日本の物価上昇率は断トツに低く、ゼロ金利という異常な金融政策の下、諸外国に比べて物価が上がらない国であつたと言えようと思

います。今後、継続的な賃上げ、金利上昇に伴い、物価の高止まりが定着した場合、物価高騰対策はもはや地方の小さな一自治体であるまんのう町にて局地的に対応すべき政策ではなく、マクロな視点に立った経済対策の出番でなかろうかと思

います。○**白川正樹議長** 鈴木崇容君。

○**鈴木崇容議員** よく分かりました。通告書を出してすぐに支援を出していただけるような御答弁を感謝いたします。ボランティア活動をしていただいている皆さんは喜んで

いると思

います。では、違った方向からもお聞きします。ボランティアの方に対しての支援というものはよく分かりました。行政にはいろんな課でも事業やイベントをしていますが、そのような課の事業の小さな金額の見直しもお願い

できますか、お聞きします。○**白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** 鈴木委員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、物価高騰ということで、全ての面で、いま一度、見直しをして、対策を練っていきたく

思いますので、よろしくお

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。

では、小さな金額のことも言わせていただきましたので、また、大きな金額についても、御答弁の中に、国の対策を期待すると言いましたが、国に対策を期待するのではなく、まんのう町で持続可能な範囲でできるところというものはやっていただけるのかをお聞きいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの再々質問にお答えいたします。

大局的な面につきましては、国、県の施策を見ていきたいなと思っておりますが、小さなまんのう町の身の丈に合った改革というのはしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。確かに物価高騰支援は、正直、どこまでが正しくて、やり過ぎなのかは分からないと思います。でも、一生懸命した後悔というものは日に日に小さくすることができます。でも、やらない後悔は日に日に大きくなると思っております。これは私がいつも思っていることです。しっかりと行政には、今、町長が言われた身の丈に合った物価高騰対策というものをしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

1問目の質問を終わります。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 それでは、二つ目の質問に進みたいと思っております。

二つ目の質問は、子供たちが安心して遊べる環境、施設の考えは、についてです。

まんのう町には児童館も今ではなく、天候の悪い日、ほかの市町のように子供たちが集まる場所とか安心して遊べる場所というところがあまりないような気がいたします。

また、まんのう町は県下でも面積は3番目に大きいですし、車でも移動するにも時間がかかります。ましてや天候の悪いとき、子供たちが自転車で行動する範囲というものは限られています。その上、幼児クラスや小学校低学年ともなれば、親が連れていくしかないのです。町は屋内で安心して遊べる場所はほとんど私はないと認識しております。

そこで、お聞きします。幼児クラスや小学校低学年のまだ親の手のかかる子供たちの集まる場所や遊ぶ場所、また、天候が悪くなって雨が降っているとき、屋内で遊べる施設をまんのう町はどう考えているのか。まんのう町は「だれもが子育てしやすい 子育てしたいまち まんのう」というのを基本理念に置いていますが、子ども・子育て支援の一環として、子供たちが安心して遊べる環境、施設をどのようにお考えかをお聞きします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの2番目の質問、子供たちが安心して遊べる環境、施設の考えはとの御質問にお答えいたします。

鈴木議員さんが御指摘のように、町内には利用者の極端な低下により児童館を廃止しており、子供たちが安心して遊べる施設といえば、かりんの丘公園、公民館、学童保育施設、琴南活性化センターなどがあります。雨が降った場合に屋外施設となる公園ではなかなか安心して遊べる環境とは言い難いと思われませんが、公民館、琴南活性化センター、町有施設ではありませんが、国営讃岐まんのう公園のドラ夢ドームなどは、雨の場合でも子供たちが安心して遊べる施設であると認識しております。

そういった現状の中で、雨が降った場合でも子供たちが安心して遊べる施設を建設することは、地域の子供たちやその保護者に非常に有益なプロジェクトであると考えております。建設を計画するに当たって、地域の子供たちや親のニーズを理解することが非常に大切であり、どのような施設が求められているのか、また、雨の日に利用できる施設に対する需要を正確に把握する必要があると考えております。

次に、適切な場所の選定であります。公園などの近くでアクセスが容易であるとともに、安全な場所を優先することも必要であります。予算確保の観点からは、地方債を活用しなければ建設することができないと認識しておりますが、令和7年度まで活用できる合併特例債は配分されている金額は他の施設や道路の計画が全額占めており、活用することができない状況であるため、過疎債を活用するほかないと考えております。過疎債を活用するには過疎計画の見直しが必要となってくるため、先ほど申し上げました、施設に対するニーズを的確に把握しながら計画を練っていく必要があると考えております。

また、建設後のコスト計算、運営計画も必要となってきますので、少子高齢化になっている現状を踏まえ、慎重に判断をしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 分かりました。最初のほうの御答弁の中には公民館、琴南活性化センター、また、まんのう公園のドラ夢ドームなどがあると言われましたが、やはりちょっと違うのかなと思います。公民館は子供たちが遊ぶだけのためのもでもありません。やはり静かに勉強したり、読書をしたり、また、健康器具を使って、大人たちが健康のためにあんまをしているとか、そういったこともあります。ですから、子供が遊ぶとなったら、大声ではしゃいだりボールで遊んだりとかするので、また公民館は少し違う、活性化センターも何か違うような気がいたします。

国営公園のドラ夢ドームでも1人ですぐに行けるようなところでもないのかなと、子供たちが遊べる場所ではないのかなと少し思います。

また、御答弁の中に、地域の子供たちや親のニーズを理解することが非常に大切、どのような施設が求められているか、雨の日に利用できる施設に対する需要を正確に把握する必要があると、町長、御答弁で言われましたが、確かにそのとおりだと思います。いいものをつくるには視察や研究が必要で、私も絶対にこれは欠かせないことだと思っております。

例えば、高松市であればさぬきこどもの国、これは昔からありますが、高松ほど大きいものを求めてはいませんが、丸亀市であれば、最近できたM o o o v i、ここは現代の子供にぴったり合っているような遊び場だと感じます。さらに、屋外であれば綾川町のヤドンの公園、屋内でないところでもしっかりと視察や調査、ヒアリングをしていただき、いい屋内施設を考えていただきたいなと私は思っております。

そこで、お聞きします。近年は今年の夏のように猛暑が続き、危険な温度になっています。施設なら暑さ対策にもなりますし、子供の安全にもつながります。

また、これは一つの意見なんですけども、子供だけを対象とせず、幅広い分野の施設でもいいと思いますが、そのあたりの町長の所見というものを伺いたいと思います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木委員さんの再質問にお答えいたします。

鈴木委員さん御質問ありましたように、例えば雨が降ったときとか夏の暑いときの暑さ対策をしたような施設といたしますと、やはり、私の考えが及びますものは各地区にある体育館かなというふうに思います。体育館でも最近6校の小学校全て空調設備をいたしましたので、夏でも快適にいろいろな事業ができるのかなと思います。それがそういった学校施設の体育館を開放できるのかどうかということも今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。

さらに、また御答弁の中にありましたように、建設後のコストの計算、運営計画も必要があり、少子高齢化になっている現状を踏まえ、慎重に判断すると言われました。確かに建設をしていただければ、建設後のランニングコストや運営方法というものはしっかりと考えていかなければならないところです。しかし、私は少子高齢化も踏まえ、まんのう町の子供たちでなく、町外や県外からも来れる施設の建設というものも考えていただきたいと思っております。

例えば施設の中に、先ほども言いましたが、幅広い分野で考えて、幼児クラス、小学校低学年とかが遊べる場所とか、また、展示施設なんかを入れたりとか、これはまんのう町の有名人であれば、まんのうがよく使っているのが「ダイヤのA」の寺嶋裕二さんの作品なんかを飾ったり、また、グッズ販売をしたりとか、そしてまた、災害時の避難場所にしたりとか、そして、通常は防災の体験もできるとか、そういった、そしてそんな中でも軽食のできるカフェを造ったりとか、そういった複合施設も取り入れて考えていってほしいと思います。そうすることにより、やはり経済的合理性が必ずあると思います。町の財源にも一つなるかなと思っておりますが、そのあたりの町長の所見を伺います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの再々質問にお答えいたします。

誰でもいろいろ使えるような総合的な施設もまんのう町には一つ必要かなと思っております。

ますし、まず一番に考えていかなければいけないのは、防災センターはまず近々に必要でないかなと思っておりますし、それに附属して総合センター、これでいろんな行事ができるようなものも今後十分検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。やはりその時代時代によって優先順位というものがあると思いますが、今日、私が言ったことは、ここで決める話ではないことぐらいは分かっております。先ほども言いましたが、慎重に判断をして、また、有利な地方債を活用していただき、過疎計画の見直し、検討なども視野に入れて、いいものを造っていただきたいと私は本当に思っております。この案が夢で終わるのではなく、形になることをお願いいたしまして、9月議会の私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、3番、鈴木崇容君の発言は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。議場の時計で13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後1時00分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

7番、川西米希子君、質問を許可します。

○川西米希子議員 川西です。皆様、こんにちは。議場に傍聴にお越しくくださっている皆様、ふれあい放送をお聞きくださっている皆様、ありがとうございます。本日の一般質問者は4人です。私で最後となります。よろしく願いいたします。

今回は学びの保障に向けた不登校対策について行います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、ただいまより始めさせていただきます。

文部科学省は不登校について次のように定義をしています。不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者としています。

小・中・高等学校の不登校の児童生徒数が急増し、約30万人となる中、文部科学省は令和5年3月31日に、誰一人取り残さない学びの保障を社会全体で実現していこうと「COCOLOプラン」を発表いたしました。学校現場や教育委員会においては、魅力ある学校づくりのための努力が重ねられてきておりますが、一方で、不登校の児童生徒数の増加については、時代の変化とともに子供たちの実態と学校との間に、合っていない部分が存在することが背景にあるとも指摘をされています。

不登校が増加傾向にあるという事実からも、教育の在り方を見詰め直す時期に来ているのではないのでしょうか。

これまでの教育の優れた点を継承しながらも、新たに必要な施策を教育現場において実行すべきであると思います。

国が発表した「COCOLOプラン」には、様々な不登校支援が盛り込まれています。全てのことを同時に行うことは難しいと承知しておりますが、「COCOLOプラン」を受けて、本町において早急に下記に取り組むことはできないのでしょうか。

本日は3点について質問いたします。

1点目は、不登校児童生徒の保護者の会の設置についてです。保護者の会の設置及び保護者にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、コーディネーターの役割を担ってもらうことはできないのでしょうか。不登校の児童生徒を支援していく上で、その保護者を支援していくことは重要であり、不登校の児童生徒の保護者の会の設置は非常に重要な役割を果たすものと思います。

しかし、現状では行政からの支援が必ずあるものではなく、設置している自治体においても、意欲のある保護者が自主的に設置しているなど、保護者の会の設置は各自治体によって状況が様々です。本町においては設置されていません。今回の「COCOLOプラン」では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して、保護者を支援すると明記されております。

そこで、本町において教育委員会が不登校の子供の保護者であれば、誰でも自由に参加できる保護者の会を設置し、そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として派遣し、相談や保護者が必要とする情報を提供するなど、不登校の児童生徒と保護者を支援していく仕組みができれば、保護者の大きな心の支えになるのではないのでしょうか。不登校に悩む保護者の現状と保護者の会の設置と保護者の会への専門職の派遣について、本町の取組のお考えについてお尋ねいたします。

なお、現在、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問をするなど、個別にも支援をされていることは承知しておりますので、それを求めているわけではありません。御答弁よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 川西議員の、保護者の会の設置及び保護者にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、コーディネーターの役割を担ってもらうことはできないかとの御質問にお答えいたします。

文部科学省が今年3月に打ち出した「COCOLOプラン」については、当町におきましてもこれから取り組まなければならない課題として受け止めております。

まず、保護者の会の設置についてでございます。当町の令和4年度の不登校とみなされる児童生徒は30名程度であります。

保護者の会の設置につきましては、これから保護者の方々に説明も行っていくことになり

ます。その中で保護者会の設置の要望を確認して進めてまいりたいと考えております。

その理由といたしましては、現在の不登校とみなされる基準は欠席日数が年間30日以上ということでございます。つまり、一月に3日程度継続して休むと不登校とみなされるわけです。保護者の立場からしますと、我が子が不登校であると認識していない方もいらっしゃると思いますし、長期に欠席している児童生徒の保護者の中にも様々な思いをお持ちの方がいらっしゃいますので、まずは保護者からの要望が第一であるというふうに考えております。

しかしながら、不登校対策は欠席日数の少ない早い段階で手を打つことが肝要であると考えております。現在も休みがちな家庭には、担任の先生あるいは学校の管理職、教育委員会のスクールソーシャルワーカーが家庭訪問などを実施しております。もし保護者会の設置ということになれば、スクールソーシャルワーカーの派遣など、教育委員会にできることは全面的に協力させていただき所存でございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。御答弁の中で、まずは保護者の思いをお聞きしてから設置するかどうかということを検討したいというお話をいただきましたけれども、少人数であったとしても、希望される保護者の方がいらっしゃるのであれば、ぜひとも設置していただきたいと思うものであります。

また、子供さんは一年一年大きくなっていきますので、同じ方というわけではありませんので、毎年毎年保護者に寄り添っていただいて、保護者会の設置が必要なのかどうかということは検討を繰り返していただきたい、そのように思うものでございます。よろしくお願いいたします。

今後、本会議中に開催されます委員会の中で説明はあるかと思いますが、9月の本会議、今回の本会議で提出いただきました成果報告書では、不登校支援について、不登校の児童生徒のうち、1名が解決した、1名が好転している、支援中の生徒が26名、その他が7名となっております。このその他の児童生徒の支援について、今の御答弁の中では分かりかねましたので、どのようになっているのか、この報告書だけでも読み解くことはできません。個別のケースについて、詳しくお尋ねするものではありませんが、児童生徒、また、保護者の方がどこの支援にもつながらず、孤立した状態にあるのではないかと気がかりです。

再質問いたします。不登校に悩む全ての児童生徒、保護者に向けての働きかけはなされているのでしょうか。孤立しているケースはないのでしょうかということをお尋ねさせていただきます。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 川西議員の再質問にお答えいたします。

まず、今、不登校についての内訳といいますか、それを御説明いただいたんですけど、

まず、適応支援センター「いくむ」という施設がありますので、そこに通っている生徒が10名近くおります。その他、学校に来て、特別教室というか、学校の別室で先生方と1日1時間、あるいは2時間なり、勉強したり話をしている子、あるいは放課後に、みんながいると学校に来にくいので、みんなが帰った後、放課後來て、担任の先生と話をしたり、プリント類で学習したりしている子がおります。そのほか、完全に不登校と、30日以上であると不登校ということになるんですが、その中でも、休みがちだけど学校に来ている子、それから学校に来て、とりあえず保健室であるとか別室で一旦話をして、落ち着いてから教室に行く子、その辺りがほとんどです。

ただ、川西議員が先ほど言われました、どこにもつながっていない子供たちが7名、8名ということでしたが、どこにもつながっていないということではなくて、担任とか、管理職であるとか、あるいはその他の学校関係者、あるいはスクールカウンセラーが電話をしたり訪問しているんですけど、なかなか家からどこかの学校であったり「いくむ」であったりに行けずに家にいるという子は確かにいるんですけど、全く誰ともつながっていないわけではなくて、そういう学校関係、スクールソーシャルワーカーとはつながっています。

中には子供と会えない場合もあります。そういうときには、無理やり子供と会うのは難しいので、保護者とのつながりを切らさないように考えておりますので、その辺りで、今、いろいろ対策を立てているところがございますので、御理解をお願いします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 ありがとうございます。御答弁をお聞きいたしまして、様々な手を尽くして子供たちとはつながっている、保護者の方にも寄り添っているということで受け止めさせていただきました。

二つ目の質問、校内教育支援センタースペシャルサポートルーム（仮称）の設置についてお尋ねいたします。

教室に行きづらくなった児童生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境、スペシャルサポートルームがあれば、不登校に至るまでの早期支援により、学校における学びを継続できる場合があると思います。香川県において、今年度から小中学校で学級への登校が困難な児童生徒に、空き教室を利用した校内サポートルーム研究指定校事業が開始されました。これは県内で4校と聞いております。本町では行われておりません。本町でも各学校にスペシャルサポートルームを整備し、必要な支援スタッフを配置することができれば、不登校に至る前の早期支援になると思います。本町の取組のお考えについてお尋ねしたいと思います。御答弁お願いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 川西議員の各学校内に校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置をしてはとの御質問にお答えいたします。

文部科学省が打ち出した校内教育支援センター、いわゆるスペシャルサポートルームの

設置についてでございますが、現在、まんのう町にはこれに値する施設として「いくむ」が存在します。この施設は開所以来、大変大きな成果を上げてきたものと考えております。「いくむ」を介してほとんどの生徒が高校に進学し、その後、大学に進学した生徒も複数名存在しており、生徒たちの側に立った指導や見守りを実施していただいている先生方には、教育委員会としても深い感謝と敬意を抱いているところであります。

このような施設が各校にできれば、確かな成果を上げる可能性は十分にあると考えておりますが、現在の教員の労働環境や配置人数を勘案いたしますと、校内教育支援センターに配置する人員をどのように確保するのか、また、財源はどのように手当てしていただけるのか、そして、その教室は希望者全員を受け入れるようなキャパシティーを有しなければならないのかなど、多くの課題があります。

文部科学省はどのような計画性と人材・財源確保などの先見性を持ってこのプランを打ち出したのか、現段階では文部科学省及び県教育委員会からの説明を待って検討したいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

このスペシャルサポートルームの設置に関しては、課題も多くあるということは私も承知しております。各学校で空き教室がもうないというところもありますので、このことから解決していかなければならないということも承知しておりますし、今、非常に学校の先生、また、それをサポートするスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、この先生たちも非常に雇用するのが難しくなっているということも承知しております。全校が一斉にということは難しいかも分かりませんが、環境が整ったところから、1校からでも試験的に行ってみるということも可能ではないかと思っておりますので、このようなこともお考えいただければと思います。

もう一点、お聞きしたいと思えます。

もう一点は、子供たちの家庭でのオンライン授業、または、今、おっしゃっておいりました「いくむ」でのオンライン授業を行うことはできないのかということでございます。このオンライン授業につきましては、私も3月議会で質問をさせていただきまして、そのときに検討するというふうな御答弁をいただいております。このことについて検討して下さったのかどうかをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 川西議員の、自宅とかスペシャルサポートルーム、あるいは適応支援センター「いくむ」等に学校の授業をオンラインで配信し、多様な学びの場の確保や相談等の体制を整備してはとの御質問にお答えいたします。

学校授業のオンライン配信につきましてはですけど、川西議員さんの以前の質問以降、どの程度可能かということを検討してまいりました。それで、まず適応支援センター「いくむ」につきましては、町有施設でもあり、ハード面の整備も比較的容易であるということ

が分かっております。それで、「いくむ」の先生方にも相談し、それ自体に問題はないという認識もいただいておりますので、希望する児童生徒については、実施したいと考えております。ハード的にも問題はないようです。

続いて、スペシャルサポートルームにつきましては、先ほども言いましたように、設置自体が今後の文部科学省や県の動向を注視しながら進めていくこととなりますが、この両施設に共通している問題点としては、異学年の生徒が一つの教室に混在していること、また、中学校では1学年で5クラスが違った教科の授業を同時進行でやっていること、そういった点、そういうことも含めると、様々な案件により、一人一人個人が全教科、全課程をオンライン配信により受講するという事は、非常に困難な状況ではあります。そのような理由から、あくまでも適応支援のための施設としての役割を最優先に進めてまいりたいと考えております。

次に、自宅へのオンライン授業の配信であります、不登校の児童生徒の学びの機会といたしましては、大変有効であると考えております。この件に関しましては、まず制度の整備の検討から始めたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 ありがとうございます。3月より大きく前進したのではないかと、いうふうに受け止めております。「いくむ」では実施することが可能である、自宅については早急に検討していただけるというふうに御答弁いただいたものと受け止めました。ぜひ自宅でのオンライン授業を受けられるように、早急に検討していただければと思います。

また、国の「COCOLOプラン」を受けて、本町において新たな施策への取組は、お考えでしょうか。お話しできることがあれば、この場でお話しいただければと思います。お尋ねいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 川西議員の再質問にお答えします。

「COCOLOプラン」ですけど、誰一人取り残されない支援を不登校生徒にしていくということですが、その中の一つ目に、いろんな機会が得られるようにするということですが、今、不登校に対しては、前までは不登校対策という、学校復帰を目指して対策を立てていくことでしたが、今は学校復帰だけが目的でなくて、将来、社会的に自立できるような支援をしていくということが支援の一番に「COCOLOプラン」でも掲げられております。そうすると、やはり子供たち、あるいは保護者に対していろんな選択肢をこちらから提供していくということで、「いくむ」もそうですし、それから学校の別室登校もそうですし、その他、先ほど言った自宅での学習、オンラインに限らず自宅学習と学校と、そういう連携、あるいは、フリースクールも含めて、全ての子供たちに教育委員会、あるいは学校としてはいろんな道を紹介して、一人でも不登校から社会的な自立ができるような子供をつくっていきけるように努力していきたいなと思いますので、どうぞ御理解よろしくをお願いいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 ありがとうございました。「COCOLOプラン」の中では、政府も子供たちの自立ということを柱にしているということは、私も中身を読ませていただきまして承知しております。

年間30日以上欠席のある児童生徒が不登校と定義されており、現在、全国ではその不登校者数が小・中・高で合わせて約30万人とされています。この人数はまんのう町の現在の人口の1.7倍以上であり、30日以上欠席していなくても、欠席が多かったり、学校に行きたくないと訴える不登校ぎみの児童生徒、行きたくても、何らかの事情で休みがちな児童生徒を含めると、さらなる人数の児童生徒、また、保護者の方が悩んだり苦しんだり、支援が必要、支援を求めているということになります。

不登校支援、不登校対策を含む全ての子育て支援は、子育て世代や子育てをしている方々や子供たちだけへの支援と捉えるのではなく、私は全世代型支援に通じていると受け止めております。

子育て支援、どの子どもが健やかに成長していくための支援は、子育てが終わった世代等にはもう関係がないということではなく、大いに関係していると思います。不登校の状態にある子供たちを含め、全ての子供がこの国のこの町の未来をつくるかけがえのない存在だからです。

私たちの暮らしは社会保障制度によって守られています。医療も介護も福祉も人によって支えられています。適切な支援によって、子供たちがその能力を最大限に伸ばすことが、本人にとっても社会にとっても将来への安定と希望につながると思います。

本町においても、不登校支援を一步一步着実に前に進めてくださっていることは承知しております。一人一人の子供たちの将来がかかっております。次の一手、さらなる支援にも着手していただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○白川正樹議長 以上で、7番、川西米希子君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、9月13日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年9月12日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員